

靖国合祀イヤです

発行日：2014年2月7日

アジアネットワーク通信

ころもない

ころもない

ころもない

【第5号】

提

安倍首相の靖国参拝違憲訴訟 原告大募集

訴

私たちの再三の警告にもかかわらず、二〇一三年一月二六日午前、安倍晋三首相は突然に靖国神社を参拝しました。

公用車、「内閣総理大臣安倍晋三」と記帳、正式に祓いを受けての昇殿参拝でした。超スピードで「戦争の出来る国」を目指す安倍政権によるこの参拝、私たちは到底許すことは出来ません。

参拝当日夜に緊急の事務局会議を持ち、一月七日にはさらに事務局を中心に、合祀取り消し訴訟の原告・弁護団も加わって急遽会議を開きました。その結果、国、安倍晋三、靖国神社を被告に、安倍首相の靖国参拝を問う訴訟を提起することを決定しました。

参拝が違憲であることは、ほとんど同種の事件であった小泉首相の参拝に対する七件の訴訟のいくつかの判決においてもすでに明らかです。

この訴訟は、違憲違法の参拝による被害に対し、国家賠償を請求する訴訟となります。被侵害利益の中に、平和的生存権などを含めて、「秘

密保護法」「集団的自衛権」「武器輸出」などに象徴される安倍内閣の危険な体質を総合的に問う訴訟にしたいと考えています。

長期政権という悪夢が懸念される中、私たちは、この訴訟提起が、今のところ市民が直接に安倍内閣に異議を申し立てることが出来る数少ない道ではないかと考えています。

私たちは、中曽根首相公式参拝違憲訴訟以来の智慧と経験の総力を結集して、これに取り組み覚悟です。新たな訴訟に向け、これまでの闘いと共に力を合わせていきましょう！あなたも、ぜひ原告に名乗りを上げてください。

家族、仲間、お友達お誘い合わせ声を上げて下さい。

右傾化を続け、戦争国家を目指す現政権の暴走に「ストップ！」を！

呼びかけ人

石川逸子（詩人）

佐高信（評論家）

田中伸尚（ノンフィクション作家）

作家

斎藤貴男（ジャーナリスト）

志葉玲（フォトジャーナリスト）

ト

辛淑玉（のりこえねつと共同

代表）

崔善愛（ピアニスト）

徐翠珍（靖国合祀イヤですアジアネットワーク）

大田昌秀（元沖縄県知事・元参議院議員）

服部良一（前衆議院議員）

尾畑文正（前同朋大学学長）

松浦悟郎（カトリック司教）

平良仁志（牧師）

菅原龍憲（浄土真宗本願寺派僧侶・靖国合祀イヤです訴訟原告団長）

安西賢誠（真宗大谷派僧侶・愛媛玉串料違憲訴訟原告団長）

郡島恒昭（浄土真宗本願寺派僧侶・首相靖国参拝「福岡判決」を活かす会代表）

金城実（靖国合祀ガッテンナラン！訴訟原告）

谷内榮（砂川政教分離訴訟原告・平和遺族会全国連絡会事務局長）

戦場から見た憲法九条 ー新たな戦死者と靖国ー

報

告

昨年一二月六日、第

三回連続学習会を、ジヤーナリストの志葉玲（しば・れい）さんをお招きして開催した。会場は五〇名以上の参加者で満席、初めてこのような学習会に参加される方も多く、現在の安倍政権に対する危機感が広がっていることを感じた。

志葉さんのお話は具体的で多岐にわたっていたが、いくつかのポイントに絞って言葉を紹介させていたきたい。

最初に、志葉さんは、イラク戦争やレバノン戦争、ガザ攻撃などの戦地取材してきた自分の経験は、日本人としてはかなり特殊だと思っていた。危険な取材に恐怖も感じるが、日本人の戦争の現実を伝えるため、日本が戦争に加担しないために、と思って現地取材を続けてきた。だが、自民党政権による改憲が行われたら、「誰もが戦場に行く」という状況になりかねない。「現在の日本の政治を見ると、他人事ではない。へたするとお前行ってこいになるかもしれない。」という言葉に静かな恐怖が胸を走った。

そして自民党の改憲草案は、「平和主義を放棄、集団的自衛権の行使容認」「国家権力の都合で国民の人権を制限」という問題があると指摘した。

さらに、安倍首相の言う「集団的自衛権」とは、



映像を使いながら話を進める 講師志葉玲さん

「米国の戦争への参戦権」であり、日本が攻撃されなくても、米国が攻撃されたら（或いはその恐れがあるならば）日本も一緒になって戦う、ということである。自衛隊派遣違憲訴訟で、二〇〇八年に名古屋高裁が「違憲判断」を示したように、航空自衛隊の活動は「集団的自衛権の行使」を禁じた日本国憲法に反するものだった。二〇〇九年九月に防衛省が開示した、イラクでの活動実績によれば、航空自衛隊が輸送した人員の割合で「国連関係者」はわずく六%にすぎず、全体の六割以上が、米軍を中心とする多国籍軍関係者だった。国際的な戦争の常識で言えば、戦闘人員及び武器弾薬の運搬は戦闘行為の一環であり、日本も戦争に参加していたのである、と語られた。

この事実も、裁判闘争の中でやつと私たち市民に見えてきたことであり、戦争の最初の犠牲者は「真実」である。「秘密保護法」施行前に、すでにマスコミや政府のプロパガンダに「真実」が隠されていないかと語られた。

○戦争と兵士

紛争地で出会う米兵たちも、少し親しくなると、たいていどの人も「騙された」「こんなはずじゃなかった」という言葉が出てくる。彼らは加害者であると同時に被害者でもあった。殺人マシーンとして「非人間化」されるのが兵士とされた人間である。

日本の自衛隊員にも、「米軍への協力」のために犠牲とされた人がいる。元自衛官の池田頼将さんは、イラク隣国クウェートの基地に派遣された際、米民間軍事企業のバスにはねられ重傷を負ったが、航空自衛隊がイラクでの活動領域を拡大する矢先であつたため、事故は隠蔽された。池田さんはろくな治療を受けられず、後遺症が残り、今も苦しんでいる。

○平和主義を捨てようとしている安倍政権

日本国憲法前文には、「国際社会の中で名誉ある地位を占める」の部分や「平和的生存権」が謳われているが、自民党の改憲草案では削除されている。昨年三月に安倍政権が、米軍の次世代攻撃機F-35の開発への日本企業の参加を、武器輸出三原則の例外とした。日本製部品を組み込んだF-35がイスラエルにも売られる可能性が危惧されている。パレスチナの知り合いたちを殺す武器になつていく、そのことの意味が日本では

あまり理解されていないと語られた。

○私たちには「平和に生きる権利」がある

米国やイスラエルの国連憲章・国際人道法に反する行為に、日本が加担することについて、私たち国民はそれを拒絶する権利がある。憲法前文にある「平和的生存権」とは殺し殺されないで、平和に生きる権利があることであると語られた。憲法をただの文字ではなく、社会に息づく生きたものとするためには、日本の国民の一人ひとりが憲法で保障された権利を自覚し、自らの権利のために声を上げることが必要であり、民主主義とは不断の努力によってしか成立しないと語られた。

集会には、韓国から「ノー！ハプサ新訴訟」の遺族の南英珠（ナム・ヨンジュ）さん、李熙子（イ・ヒジヤ）さんも参加され、新たな原告による靖国神社への合祀を認めない訴訟が提起された報告があつた。

以上

（報告・山内小夜子）



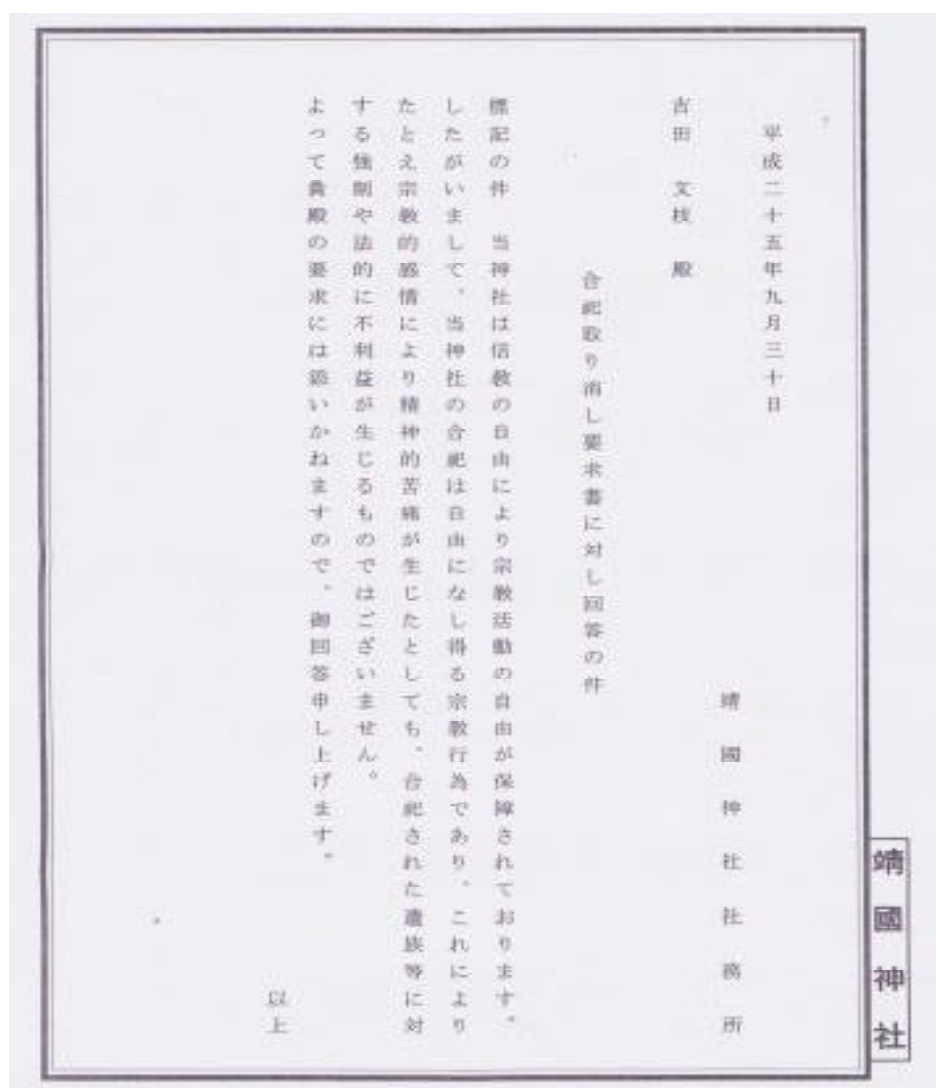
続

第二回「靖国合祀取消要求行動」報告

二〇一三年九月一日合祀取消を求めて靖国神社を訪問。口頭での要求と共にそれぞれが取り消し要請文を提出し、文章での返答を要求してきました。

二〇一三年九月三日付け、靖国神社より以下の返答（資料1）がありました。八名全員に全く同じ、わずかな数行の事務的文面でした。それに対し抗議の意思表示（資料2）を送付。昨年の第二回靖国行動後も引き続きじつくりと「合祀取り消し行動」の

呼びかけを続けていきます。靖国に絡め取られない人々の輪が燎原の火のごとく広がることを願いつつ。今年の靖国行動には是非あなたも合流を！最後に第二回靖国行動以降に「合祀取消要求」の意思表示のあつた方の声を掲載します。（資料4）



資料 1

戦没者合祀取り消し要求への靖国神社の回答書に対して 私たち遺族は強く抗議の意思を表明します

このたび、靖国合祀取り消し要求書に対して神社側からの回答書（2013 年 9 月 30 日付）を受け取りました。しかし私たち遺族にとって回答書の内容はとても容認しがたいものであって、ここにその不当性を明示し、強く抗議の意思を表明します。

いうまでもなく、一人の人間の死はだれにも代えることのできない、きわめて個別的なものであります。戦没者の死をどのように受けとめ、どのように意味づけるかは、遺族である私たち一人ひとりの生き方そのものに関わる重大な意味を持っています。

今年の 9 月 18 日、私たち遺族それぞれがそのような思いをこめた文書を携えて、靖国神社社務所に赴き、合祀取り消しを要求いたしました。

しかし遺族一人ひとりの声は何ら聞き届けられることもなく、すべて同じ内容の、にべもない一片の回答書がそれぞれの遺族に送られてきました。この空疎な文面は、それはあたかも戦没者たちをひとくくりにして「英霊」という虚像に仕立て上げ、一人ひとりの人間の存在を抹殺している靖国神社の実態を映し出しているようでした。改めて「靖国合祀」という罪の深さを思わされたことです。

さて、靖国神社の回答書には「当神社は信教の自由により宗教活動の自由が保障されております。したがって、当神社の合祀は自由になし得る宗教行為であります」と記されています。

このように神社側が強弁する背景には「靖国合祀イヤです訴訟」控訴審判決（2010 年 12 月 21 日大阪高裁）があることが窺えます。それは「靖国神社も私的な宗教団体であって、信仰を同じくする個人の集合体である以上は、個人と同様、信教の自由、宗教活動の自由が等しく保障されている」というものです。

信教の自由は、個と団体とどちらが優先するのか、あるいはどう調整するかといった問題ではありません。個人の尊重は憲法全体を貫く原理であります。宗教団体の信教の自由と個人のそれとを同等に論じることはできません。宗教団体を構成する個人の信教の自由が主体であることは自明のことといえます。信教の自由の未確立は否めようのない司法の実態を如実に見せつけられた不当な判決でした。

以前に安倍晋三首相が、「日本人が靖国神社に参拝することと、アメリカ人がアーリントン墓地に行くことは同じだ」と発言したことがありました。アーリントンを含めたアメリカの国立墓地には、戦没者や一定の軍務を果たした退役軍人、政府機関の幹部が埋葬されています。しかしそこに埋葬されることを選ぶかどうかは個人の自由であります。

本人の生前の意思や遺された家族の意思が尊重されます。そこには埋葬されるかどうか、参拝するかどうか、個人の宗教的信仰の自由が最大限に尊重されています。

「国事に斃れた人をお祀りするのが靖国神社の教義で、それぞれの人の信仰とは関係がない。だから遺族に了解を求めることはしない」（山口崇史権宮司）とする靖国神社の合祀行為は、個々人の選択の余地をまったく許さないものであります。

一方的なこのような祭神決定行為は、まさしく強制力に依拠し、権力を手段としての国家神道に基づくもののほかのなにものでもありません。

さらに回答書の「これ（合祀行為）によりたとえ宗教的感情により精神的苦痛が生じたとしても、合祀された遺族等に対する強制や法的に不利益が生じるものではございません」という、ほとんど暴力的ともいべき言葉に激しい怒りをおぼえます。

一宗教法人として宗教活動の自由が保障されているのは、宗教そのものが個人の内面の尊厳を根底から支えるものとして位置づけられているからではないのでしょうか。

基本的人権は、単に法制上の概念などではなく、人間が人間であることの尊厳性そのものを意味しているという、この憲法の精神を悲しいまでに神社自らが裏切ってしまったというべきでありましょうか。

信教の自由は、権力による精神への介入によって「精神的な苦痛が生じる」がゆえに、憲法において人間の内面へ介入しようとする権力行使を絶対的に禁止しているのであります。そこにおいて確保されるものこそが人間の自律性であり、独自性ということであります。

「信教の自由は何人（なんびと）に対してもこれを保障する」（憲法 20 条）というのは、法的にいかなる制約も許されない絶対的自由を意味しているといえます。これほど明確に法的権利の規定としてあらわされたものがほかにあるのでしょうか。

以上、回答書の不当に対して、私たち遺族はここに強く抗議の意思を表明いたします。

2013 年 11 月 1 日

「靖国合祀イヤです・アジアネットワーク」原告団

資料 2

菅原龍憲 釈氏政昭 富樫行慶 西山誠一 古川佳子 古野竹則 吉田文枝 松岡 勲

靖国神社回答の法律的誤りについて

弁護士 熊野勝之

「合祀取消要求書に対し回答の件」を拝見し、神社は国際人権条約違反を知ってか知らずか、堂々と主張していることに驚き、法律家としての見解をお伝えします。

一、自由権条約一八条一項は「宗教の自由についての権利」に「自ら選択する宗教を受け入れ、有する自由、礼拝、儀式、行事および教導によってその宗教を表明する自由」が含まれていることを定めています。しかし、同時に三項で、「宗教を表明する自由については、他の者の基本的権利及び自由を保護するために必要な「制限を法律に定める」ことを認めています。受け入れ、有する（持ち続ける）自由は絶対に制限を課すことが許されませんが、表明す

る自由には、他者の基本的権利自由を保護するために、法律に定めれば、制限を課すことができるのです。

二、靖国神社の二〇一三年九月三〇日付「合祀取消要求書に対し回答の件」は「信教の自由により宗教活動の自由が保障されているから、合祀は自由になし得る宗教行為である」と主張しています。

三、天皇に忠義を尽くした戦死者は靖国神社で神として祀られているという宗教を受け入れ、有することの自由は、政教分離の問題を別にすれば、保障されます。

しかし、霊璽簿に記載して表明する自由が、他者の基本的権利、自由を侵害する場合には、法律で禁じることができずし、国家はそのような法律を定める義務があります。

四、自分の肉親が合祀される（霊璽簿に記載して表明する）ことに異存のない遺族の戦死者を合祀することとは許されますが、合祀が自分の基本的権利、自由を侵害されると感じる遺族の戦死者を合祀するこ

とは許されません。

五、ここにいう「他者の基本的権利、自由」には「精神的完全性 mental integrity、プライバシー、他者の宗教の自由」等々が含まれると解釈されています。

六、プライバシーの権利の意味については、自衛官合祀拒否訴訟山口地裁判決が説明しています。

七、法律の判定については、国に要求すべきですが、制定されていないから信教の自由に含まれると靖国神社が主張することは国際人権条約違反です。

（二〇一三年一〇月一七日）

（資料）

市民的及び政治的権利に関する

国際規約（自由権規約）条約本文

第一条

1 すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自

由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。

2 何人も、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない。

3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であつて公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができ

4 この規約の締約国は父母及び場合により法定保護者が、自己の信念に従つて児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。

資料 3

（採択 1966年12月16日）
発効 1976年3月23日 訳者日本政府

「箕面忠魂碑違憲訴訟などで活躍された熊野勝之弁護士から、合祀取消要求に対する靖国の回答についてのコメントをいただきました。以下に掲載します。（資料3）

おじの合祀を取り消して下さい

(高槻 Y.H)

私の高校生の終わりのころ、座敷に掲げてあった開襟シャツの私のおじの写真が軍服姿のおじに変わっていました。その写真姿はミンダナオ島のヤシの木にもたれかかった精悍な青年でした。それが…。戦争が座敷の奥まで再びやってきた！私は軍服姿に着せかえられたおじの写真をみて咄嗟にそう思い背筋が寒くなりました。そして私の父（おじの兄）に理由を聞くと、靖国神社に写真を送ると、戦死したときの階級の軍服を着せて送り返してくれたのだと。私は、オヤジのしたことだからその時は、なにもいわなかったのですが、いつか必ず元の開襟シャツのおじさんに戻してあげようと、ずっとその思いで今日までしました。

オヤジの生前、植樹祭（地元）に天皇と「同席」したり、現職の引退時に勲章をもらったりしたときに、私がこのことをよく思っていないことを承知していたオヤジは、私には一切言わなかったのですが…。オヤジが亡くなり、今回安倍の靖国参拝を機に、座敷の軍服姿のおじの写真を元の開襟シャツの写真に戻しました。

同時に靖国神社に無断で合祀されているおじを取り戻したいと決意し、靖国合祀イヤですアジアネットワークの呼びかけに合流しました。戦死したおじに軍服を再び着せて祀り、そこに首相をおまいりさせ、再びこれからの子どもたちを戦場に引きずり込もうとするヤスクニのたくらみを阻止するために。そして、それを率先垂範するファシスト安倍を決して許さないために。

(資料4)

おたより

《10月》

◆伊勢神宮の式年遷宮の大大的報道、ナンジャこれ！本当に近ごろマスコミ悲しいです（東京SC）

◆侵略戦争を正当化している靖国史観に反対しましょう。会費を払います（箕面MS）

◆南信州、阿智村に開館した「満蒙開拓平和記念館」を訪れました。

いつの世でも人々をたぶらかし、苦境に追い込む「国策」と言う名のいかかわしさを痛感しました（愛知ST）

◆“民族”国という魔物の鎖を一度たち切って考えると少しだけ視野が広がってきますよね（奈良HY）

◆自分は十字架から逃げて、国民を十字架に打ち付けて、おれは神だったことはないんだとうそぶいて、アメリカに身をゆだね、国も国民もアメリカに献上して延命した卑劣なニセ神天皇を、なおも神にするために、兵士のみたまを、天神神へのイケニエとするヤスクニのインチキ、ペテン「宗教」から、一人一人の命を人間にかえらせるたたかい、万歳！（京都KA）

◆靖国を信奉される方々は、虚勢ということの認識はお持ちなのではないかね、何が喚起されるのか目を離すわけにはいかないのですね（福岡ZM）

《11月》

◆会報のバックナンバーをお送り下さり、お礼申し上げます。

特に第二号の子安先生の「原稿掲載」は私にとり大変有意義でした。

共に学んでいきましょう（東京KM）

◆わずかですが、活動のためお用いください。反靖国神社法案、守れ！

平和憲法（高松KN）

《12月》

◆カンパです。安倍政権は首相靖国参拝でまた憲法を壊し、自らの「帝国憲法」をすえて核戦争を勝ち抜こうと戦略をたてています（松山ZN）
（事務局より…心のこもった支援カンパ、感謝！まだまだこれから！末永く共に）



じむ連絡

★通信第5号は「安倍首相靖国参拝違憲訴訟」の原告募集からのページとなりました。この訴訟は「合祀イヤですアジアネットワーク」が担うことになります。事務局、通信、会計、共に一本に合流することになります。

★次号通信からは新訴訟の情報も掲載することになります。今後とも引き続きご支援、ご注目をよろしくお願い致します。

編集後記

徐 翠珍

◆先日外国籍の友人にこの訴訟へのお誘いをしたところ、「安倍の靖国参拝は本当に腹立たしいが『在留資格』の心配もあるので原告にはなれない、応援はもちろんですよ」とのことでした。入管法が改悪された時の腹立たしさがよみがえった。こうして外国籍住民はいつも萎縮させられてきたのだ。

「戦争国家」への道をまい進するこの日本は「排外的社会」と裏表。政治参加の一票もなく、こんな声を上げられない。

こんな社会で最も犠牲を強いられるのは外国籍住民であり、マイノリティー、「在日」ではないか！

◆特に多少なりとも在留が安定している「在日」のみなさん！是非原告になって下さい。選挙権がない中で、訴訟参加は数少ない私たちの異議申し立ての機会です。私たちは黙らされるわけにはいきません！

